

新潟市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年3月18日
規則第112号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 苦情処理（第2条 - 第11条）

第3章 審議会（第12条 - 第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市男女共同参画推進条例（平成17年新潟市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 苦情処理

（苦情処理委員）

第2条 条例第22条第1項に規定する新潟市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、3人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 苦情処理委員は、そのすべての者が同性であってはならない。

（苦情処理委員の任期）

第3条 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、苦情処理委員を再任することができる。

（申出の方法）

第4条 条例第22条第2項で規定する苦情の申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号により行うものとする。ただし、市長が当該書面の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法で行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、電話番号等
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日

2 申出は、代理人によって行うことができる。

3 第1項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、第1項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を別記様式第1号に記録するものとする。

（調査を行わない申出）

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事案に係る申出については、調査を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第16条に規定する紛争に係る事案

（平19規則175．一部改正）

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案
- (5) 監査委員に住民監査請求を行っている事案
- (6) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事案
- (7) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査を行うことが適当でないと認め

る事案

2 前項の場合において、苦情処理委員は、市長に対し、当該申出の調査を行わない旨及びその理由を別記様式第2号により報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告に基づき、速やかに申出人に対し、当該申出の調査を行わない旨及びその理由を別記様式第3号により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を市長に対し、別記様式第4号により報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告に基づき、速やかに申出人に対し、当該申出の調査を開始する旨を別記様式第5号により通知するものとする。

3 苦情処理委員は、調査を行うに当たり、市の機関又は関係者に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

(意見)

第7条 苦情処理委員は、調査を行った結果について、市長に対し、別記様式第6号により調査結果を付して意見を述べるものとする。

(是正その他の措置)

第8条 市長は、苦情処理委員の意見を尊重し、是正その他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の是正その他の措置を講じたときは、その旨を別記様式第7号により苦情処理委員に報告するとともに、別記様式第8号により申出人に通知するものとする。

(処理状況の報告)

第9条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理状況について報告書を作成し、新潟市男女共同参画審議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 苦情処理委員の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、苦情処理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 審議会

(審議会)

第12条 条例第23条に規定する新潟市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、委員を再任することができる。

(会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第16条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(部会)

第17条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(平19規則142.一部改正)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(新潟市男女共同参画審議会規則の廃止)

2 新潟市男女共同参画審議会規則(平成10年新潟市規則第30号)は、廃止する。

附 則(平成19年新潟市規則第142号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年新潟市規則第175号)

この規則は、公布の日から施行する。